

返戻金制度について

無期雇用労働者が、事業主都合による解雇以外の理由により退社した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超、2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後 2 ヶ月超、3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

許可番号 13-ユ-303522

事業所の名称 インターノウス株式会社

事業所の所在地 東京都港区六本木 1 丁目 9-9 六本木ファーストビル 17F